

〔No. 4〕 建築物の用途の変更に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様替を伴わないものとする。

→ 法87条（用途の変更に対するこの法律の準用）法6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）1項一号（令和5年、4年、3年、2年、1年、平成30年、29年、28年）

1. 商業地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積400m²、地上3階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の用途を変更して、地域活動支援センターとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要がない。

→ 令19条1項（児童福祉施設等）令137条の18（類似の用途） 類似の用途に該当 確認を要しない

2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800m²、地上2階建ての劇場の用途を変更して、公会堂とする場合においては、確認済証の交付を受けなければならない。

→ 令137条の18（類似の用途） 類似の用途に該当しない 確認を要する

3. 原動機の出力の合計が3.0kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を3.5kWに変更することができる。

→ 法87条3項三号 令137条の19 2項（範囲）二号 1.2倍を超えないこと

4. 建築物の用途の変更についての確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合においては、建築主は、建築物の用途の変更に係る工事が完了したときは、当該指定確認検査機関に届け出なければならない。

→ 法87条1項 建築主事に届け出（令和4年、3年、1年、平成30年、28年、25年）